

お客様各位

協栄信用組合

## 各種預金規定等の改定、および規定小冊子廃止のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、令和2年4月に施行される民法改正を踏まえ、令和2年4月1日（水）より各種預金規定等を下記の通り改定いたします。

また、改定後の規定を当組合ホームページに掲載させていただきますので、改定日以降、口座開設時等に配布していた規定小冊子を廃止し、規定の交付を原則取りやめさせていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当組合本支店窓口へお申し出ください。

## 記

## 1. 主な改定内容

- (1) 預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化。
- (2) 各種規定変更時の周知方法についての規定を追加。
- (3) 定期預金規定における中途解約の制限の明確化。

## ●普通預金規定（抜粋）

## 8. (成年後見人等の届出)・・・(下線部分を追加)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)、(3)、(4)、(5)（変更なし）

## 15. (規定の変更)・・・(新設)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※他の各種規定等についても、上記の内容と同様の改定・追加を行います。

## ●定期預金共通規定（抜粋）

## 3. (預金の解約、書替継続)・・・((1)を追加)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)～(4)（変更なし）※番号繰り下げ。

## ●期日指定定期預金規定（抜粋）

## 2. (利息)・・・((3)の下線部分を変更)

- (1)、(2)（略）
- (3) この預金を定期預金共通規定第3条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- 以下（略）

※他の定期預金関係規定についても、上記の内容と同様の改定・追加を行います。

## 2. 改定日

令和2年4月1日（水）

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

## 3. 対象となる預金規定等

No.	規定等名称	規定変更時の周知方法	預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務化	定期預金の満期前解約の制限の明確化
1	普通預金規定（無利息型普通預金を含む）	○	○	
2	総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）	○	○	
3	貯蓄預金Ⅰ型規定	○	○	
4	貯蓄預金Ⅱ型規定	○	○	
5	納税準備預金規定	○	○	
6	通知預金規定	○	○	
7	当座勘定規定（一般当座用）	○	○	
8	当座勘定規定（専用約束手形口用）	○	○	
9	定期預金共通規定	○	○	○
10	期日指定定期預金規定			○
11	自動継続期日指定定期預金規定			○
12	自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）			○
13	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）			○
14	自由金利型定期預金規定（大口定期預金）			○
15	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）			○
16	変動金利定期預金規定			○
17	自動継続変動金利定期預金規定			○
18	積立定期預金・新型積立定期預金共通規定	○	○	
19	積立定期預金規定（一般型）			○
20	新型積立定期預金規定（満期自由型・満期指定型）			○
21	財産形成預金共通規定	○	○	○
22	財産形成期日指定定期預金規定			○
23	財産形成年金預金規定			○
24	財産形成住宅預金規定			○
25	定期積金規定	○	○	○
26	振込規定	○		
27	代金取立手形取扱規定	○		
28	貸金庫規定	○		

○改定後の各種預金規定等は、こちらをご覧ください。

➤ [「各種規定等（PDF）」](#)

以上